

2021年8月2日

環境省 水・大気環境局
水環境課 海洋環境室 御中

一般社団法人 日本風力発電協会

着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会に関する意見

謹啓

平素より我が国風力発電の導入拡大に関しまして深いご理解と多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴省におかれましては、「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」（以下、「検討会」）を設置いただき、着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方について、検討を進めていただいているところではございますが、検討会の進め方及び検討内容につきまして、弊協会より下記の通り意見を申し述べますので、ご検討ご高配を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

1. 残置の考え方及び検討会の位置づけについて

- 既にご存知の通り、洋上風力発電事業にかかわらず、海洋において各種の事業を遂行するためには様々なステークホルダーとの関わり合いがあり、中でも海洋利用の先行事業者（漁業や海運業等）との合意形成が不可欠であります。
- そのため、残置の考え方においては海洋汚染の観点のみならず、海洋利用の観点も十分に考慮したものでなければならず、また、そのようにしなければ適切な合意形成は果たせず、或いは世間からネガティブな評価を受けることになりかねません。
- また、第1回検討会における弊協会説明資料の通り、残置の考え方を明確化してほしい設備は洋上風力発電設備の支持構造物（洗掘防止工含む）及びケーブル（海底送電線及び通信ケーブル）であります。海防法ではケーブルを対象施設としていないため、検討会では検討すべき設備の対象外とされております。
- 従いまして、洋上風力発電事業終了後の設備の扱いをどうすべきかは、法令面からの検討だけでなく、何のために撤去などの措置が必要なのか等、根本的な目的や根拠などの理念を有した方針を明確にして検討を進めるべきと思料いたします。

【弊協会からの要望】

- ① 再エネ海域利用法及び公募占用指針の趣旨に立ち返り、関係省庁と協議の上、包括的な撤去方針を検討する場、スケジュールを設定していただきたい。
- ② スケジュールについての要請上、あくまで検討会では予定通り海防法に限定して残置許可手続きや基本的な考え方の明確化を進めるのであれば、今後、改めて包括的な手続きの検討を実施することとともに、その結果によっては、今回の残置の考え方の変更又は修正も有りうることを明示していただきたい。
- ③ また、今回明確化する残置許可手続きや基本的な考え方は、再エネ海域利用法に基づいて一般海域に設置される着床式洋上風力発電施設のみが対象となるのか、同法の対象外である実証プロジェクトや港湾区域内の商用プロジェクト等にも適用されるのか、考え方を明らかにしていただきたい。

2. 残置物の所有権・責任所掌について

- 第1回検討会において、残置物の所有権・責任所掌及びその期間についての海外事例の紹介では、永久に事業者側に帰属する旨の説明がございました。
- しかるに、既に事業期間を終え、当該海域の利用による便益、収入を失った事業者（事業体）が、事業の用に供した該当施設を適切に処置した場合であっても、処置後に発生した問題について永久に責任を負うことは正当であるのか、疑問を禁じえません。
- さらに、洋上風力発電プロジェクトの大半が、事業期間中の事業収益を担保に融資を受け、事業終了後は解散するSPC（Special Purpose Company）によって開発、運営されることから、残置した設備について永久の責任を負わせることは可能ではなく非現実的であるものと思料いたします。

【弊協会からの要望】

- ① 原則として、残置物についての事業者の責任負担は、事業期間ないしはこれに適切なモニタリング期間を加えた期間に留めることとしていただきたい。
- ② また、上述した期間については今回明確化する残置許可手続きや基本的な考え方において明示していただきたい。

以上